

令和5年度新庄市保育料徴収基準額表

単位：円

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (同時入所の場合の2人目の金額)			
階層 区分	階層区分定義	3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (年少～年長クラス)	
		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(A階層を除く) (8月までは前年度分、9月からは現年度分)	0	0	0	0
C	市町村民税額が均等割のみの世帯(A階層を除く) (8月までは前年度分、9月からは現年度分)	7,400 (3,700)	7,250 (3,625)	0	0
D	市町村民税額(8月までは前年度分・9月からは現年度分)が 所得割課税世帯(A階層を除く)	48,600円未満	8,300 (4,150)	8,150 (4,075)	0
E		48,600円以上 57,700円未満	9,650 (4,825)	9,450 (4,725)	0
F		57,700円以上 72,800円未満	9,650 (4,825)	9,450 (4,725)	0
G		72,800円以上 77,101円未満	9,850 (4,925)	9,650 (4,825)	0
H		77,101円以上 97,000円未満	9,850 (4,925)	9,650 (4,825)	0
I		97,000円以上 133,000円未満	26,500 (13,250)	26,000 (13,000)	0
J		133,000円以上 169,000円未満	38,200 (19,100)	37,500 (18,750)	0
K		169,000円以上 235,000円未満	47,600 (23,800)	46,700 (23,350)	0
L		235,000円以上 301,000円未満	55,700 (27,850)	54,700 (27,350)	0
M		301,000円以上 349,000円未満	61,200 (30,600)	60,100 (30,050)	0
N	349,000円以上	62,200 (31,100)	61,100 (30,550)	0	
備考	<p>※お子さんが同時に保育施設(児童館・児童センター・認可外保育施設除く)に入所・入園している場合は第2子半額、第3子以降は無料になります。</p> <p>※C～E階層の世帯(母子・父子世帯や在宅障害者等のいる世帯はC～G階層の世帯)については、同時入所・入園にかかわらず、すべての児童・生徒等を含めて入所児童が何人目となるかを判定します。</p> <p>※母子・父子世帯や在宅障害者等のいる世帯の第1子については、C～G階層は定額(3号認定・標3,350円、短3,250円)となり、第2子以降については、C～G階層は無料となります。</p>				